

ごかの お知らせ

No.554

役場の代表電話は☎(84)1111です

お知らせ

「歯周病予防検診」の受診期間が残りわずかです

歯周病は生活習慣病など様々な病気の原因となるとされています。

歯周病の早期発見、早期治療を目的に『無料の歯周病予防検診』を実施しています。

対象の方で未受診の方は、この機会にぜひ受けましょう。

○対象者

国民健康保険に加入している方のうち、年度内に55歳から74歳までの年齢に達する方

※対象となる方には検診の受診

票等を送付しています。

○実施期間

令和4年1月31日(月)まで

※無料検診は、この期間中1回限りとなります。

○受診場所

送付してある「実施医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

○受診方法

歯科医院に五霞町が実施する歯周病予防検診で受診すること
を伝え、予約をしてください。
※検診料は無料ですが、治療を行う場合は別途料金がかかります。

※受診票等の再発行を希望される場合は、☎ご連絡ください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

後期高齢者歯科健康診査

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、無料の歯科健診を実施します。生涯にわたりお口の健康を保つために歯科健診を受けましょう。

○対象者

広域連合の被保険者で、次の生年月日の方

①昭和20年4月1日～昭和21年

3月31日生まれの方

②昭和15年4月1日～昭和16年

3月31日生まれの方

③昭和10年4月1日～昭和11年

3月31日生まれの方

※対象となる方へ「歯科健康診査のご案内」「受診証」「実施歯科医療機関一覧」「健康手帳」を送付いたします。

○実施回数

1年度につき1回

○実施期間

9月1日(水)～12月31日(金)

※歯科医療機関の休診日は除く。

○受診場所

同封する「実施医療機関一覧」に記載のある歯科医療機関

○健康診査内容

①問診

②歯の状態

③咬合状態

④口腔衛生の状態

⑤口腔乾燥の状態

⑥歯周組織・粘膜の状況

⑦口腔機能評価

⑧呼吸の異常

⑨指輪つかテスト

⑩反復唾液嚥下テスト

⑪事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）等

※健康診査受診料は無料ですが、治療を行う場合は別途料金がかかります。

○お問い合わせ

茨城県後期高齢者医療広域連合
事業課
☎029(309)1212

個人住民税の特別徴収 (給与天引き)

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)納入する制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられています。

事業主のみなさんには、ご理解ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

年末調整用の納付済証明書 (普通徴収分)を交付します

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、所得税や住民税の申告または、年末調整等で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。

普通徴収(納付書または口座

振替)で納付した方は、令和3年中の納付額を記載した「納付額証明書」を各担当課にて交付します。

なお、特別徴収(年金天引)分は含まれていませんので、年金支払機関(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票等で確認してください。

※納付額について、電話によるお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

※納税義務者(被保険者)本人、または同一世帯以外の方が来庁する場合は委任状が必要です。

○交付場所

・国民健康保険納付証明書

・後期高齢者医療保険料納付証明書

町民税務課 ③窓口

・介護保険料納付証明書

健康福祉課 ⑦窓口

○交付開始日 11月8日(月)～

午前8時30分～午後5時15分
(役場閉庁日を除く)

○確定申告用の発行時期については再度お知らせします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

健康福祉課 高齢者支援G

☎(84)0006 (直通)